

第12号議案

文京区教育委員会統括課長、総括係長、主任主事及び技能主任の職の指定等に関する規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

平成30年3月27日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会訓令第 号

教 育 推 進 部

文京区立幼稚園

文京区立小学校

文京区立中学校

文京区教育委員会統括課長、総括係長、主任主事及び技能主任の職の指定等に関する規程（昭和六十二年三月文京区教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月 日

文京区教育委員会

題名中「、総括係長、主任主事」を「の指定、課長補佐、主任」に改める。

第一条中「、総括係長、主任主事」を「の指定、課長補佐、主任」に改める。

第二条第二号中「、社会教育主事」を「及び社会教育主事」に改める。

第三条の見出し中「の職」を削り、同条中「特に」及び「の職」を削る。

第四条の見出しを「（課長補佐の職の指定）」に改め、同条第一項中「職務に従事する」を「事務を処理し、課長を補佐する」に、「総括係長」を「課長補佐」に改め、同条第二項を削る。

第五条の見出し中「主任主事」を「主任」に改め、同条中「高度な知識又は経験を必要とする職務に従事」を「高度の知識・技術を活用し、係長職を補佐」に、「主任主事」を「主任」に改める。

第七条の見出し中「統括課長」を「課長補佐」に改め、同条中「統括課長、総括係長、主任主事」を「課長補

佐、主任」に改める。

付 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

改正後（案）	現行
<p>文京区教育委員会統括課長の指定、課長補佐、主任及び技能主任の職の指定等に関する規程</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は統括課長の指定、課長補佐、主任及び技能主任の職の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 係長 処務規則第六条に規定する係長、課務担当主査及び社会教育主事並びに各処務規程等に規定するこれらに相当する職をいう。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（統括課長の指定）</p> <p>第三条 文京区教育委員会（以下「委員会」という。）は、区長と協議し、別に定める基準に基づき、重要かつ困難な事務をつかさどる課長を統括課長として指定することができる。</p> <p>（課長補佐の職の指定）</p> <p>第四条 委員会は、区長と協議し、別に定める基準に基づき、係間の調整を行うなど、特に重要かつ困難な事務を処理し、課長を補佐する係長の職を課長補佐の職として指定することができる。</p> <p>（主任の職の指定）</p> <p>第五条 委員会は、区長と協議し、特に高度の知識・技術を活用し、係長職を補佐する係員の職を主任の職として指定することができる。</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（課長補佐等の任免）</p> <p>第七条 課長補佐、主任及び技能主任の任免は、委員会が行う。</p>	<p>文京区教育委員会統括課長、総括係長、主任主事及び技能主任の職の指定等に関する規程</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は統括課長、総括係長、主任主事及び技能主任の職の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 係長 処務規則第六条に規定する係長、課務担当主査、社会教育主事並びに各処務規程等に規定するこれらに相当する職をいう。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（統括課長の職の指定）</p> <p>第三条 文京区教育委員会（以下「委員会」という。）は、区長と協議し、別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な事務をつかさどる課長の職を統括課長の職として指定することができる。</p> <p>（総括係長の職の指定等）</p> <p>第四条 委員会は、区長と協議し、別に定める基準に基づき、係間の調整を行うなど、特に重要かつ困難な職務に従事する係長の職を総括係長の職として指定することができる。</p> <p>2 前項の総括係長の名称については、課長補佐と称することができる。</p> <p>（主任主事の職の指定）</p> <p>第五条 委員会は、区長と協議し、特に高度な知識又は経験を必要とする職務に従事する係員の職を主任主事の職として指定することができる。</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（統括課長等の任免）</p> <p>第七条 統括課長、総括係長、主任主事及び技能主任の任免は、委員会が行う。</p>

第八条 (略)

付 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

第八条 (略)